

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	外国為替令及び輸出入貿易管理令の一部を改正する政令案
規制の名称	国際的な枠組みにおける合意の国内履行に係る新たな輸出規制等
規制の区分	新設、改正(拡充、緩和)、廃止
担当部局	貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
評価実施時期	令和4年3月
事前評価時の想定との比較	<p>①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無</p> <p>大量破壊兵器等1の不拡散など安全保障の観点から、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等2に関連する貨物及び技術については、約40カ国が参加する国際輸出管理レジーム3において、毎年各国が協議して輸出管理及び技術管理の対象とすべき貨物及び技術の範囲を議論し、新たに規制対象等とする貨物及び技術の内容を合意している。</p> <p>平成29年の国際輸出管理レジームにおいて、一部の貨物及び技術を規制対象とすることが合意され、我が国も合意国として規制対象となった貨物及び技術について、安全保障の観点からも国内関連法の見直しを行い規制対象に追加した。合わせて、規制対象外とすることが合意された一部の貨物及び技術について国内関連法の見直しを行い規制対象から除外した(これらの措置は平成30年11月に実施)。</p> <p>平成30年9月の事前評価時からその後現在に至るまで、追加規制の事前評価時に想定していなかった影響は発現していない。</p> <p>1: 大量破壊兵器等: 核兵器、生物・化学兵器、ミサイル。 2: 開発等: 開発、設計、製造、使用。 3: 国際輸出管理レジーム: NSG(核関連)、AG(生物・化学兵器関連)、MTOR(ミサイル関連)、WA(通常兵器関連)。</p> <p>②事前評価時におけるベースラインの検証</p> <p>当該規制は軍事利用可能な貨物、技術が懸念国・組織に流出することこれらの貨物、技術を有する国々が協議して防止するもの。もし当該規制の拡充がなされていないならば、我が国を迂回拠点として国際的な管理の枠組みが機能しなくなる。また、規制の緩和がされていなければ、過剰な規制を我が国企業に対して課していた可能性がある。</p> <p>③必要性の検証</p> <p>規制の事前評価後、当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用の要素
(遵守費用)	<p>④「遵守費用」の把握</p> <p>〔事前評価時の測定指標〕</p> <p>今般、国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術のうち、新たに規制対象となる貨物及び技術について、企業等における遵守費用として、許可申請手続きに係る作業コストの増加が見込まれる。具体的には、企業等において、取り扱っている貨物及び技術の内容が、今般、国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術に該当するか否かの確認が必要となるとともに、該当する貨物及び技術の場合には、許可申請手続きに係る書類の作成等が発生し、組織内の管理体制の拡大が必要となる場合も考えられる。</p> <p>〔遵守費用〕</p> <p>国際輸出管理レジームにおいて合意された貨物及び技術の内容は、規制対象となる仕様が非常に詳細に定められており、①これを満たす貨物及び技術を取り扱っている国内の企業等がどれだけ存在するのか特定することが困難であること、②管理体制の整備に係るコスト等について、企業等の自らの個別の判断に依存することなどから定量的な分析が困難である。</p> <p>なお、企業において許可を得るための作業コストは1件当たり約29,000円※と推計される。</p> <p>※許可を得るための作業コストについては以下のとおりと仮定。 作業時間5時間×2名=10時間 約2,900円=(民間給与実態統計調査(国税庁、令和元年)の平均給与額(年間))5,034千円÷(労働統計要覧(厚生労働省)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模30人以上)1,734時間(以下同じ)) 10時間×約2,900円=約29,000円</p>
(行政費用)	<p>⑤「行政費用」の把握</p> <p>〔事前評価時の測定指標〕</p> <p>行政費用として、外為法に基づく輸出の審査等を行っている行政機関においては、新たに規制対象となる貨物及び技術について、説明会等を通じた企業等への周知や許可申請に係る書類の確認等が必要となる。</p> <p>〔行政費用〕</p> <p>企業等への周知や許可申請に係る書類の確認等の費用が発生した。他方、外為法に基づく輸出の審査や関係企業への周知等は定常的な業務の中で随時行っており、それに加えて追加の費用は限定的である。</p> <p>経済産業省本省職員による説明会を開催(3回程度)しており、説明会業務に1人で約90分を要すると仮定すると、時給(約2,600円(※))×1人×90分/60分×3回=約11,700円が説明会等を通じた企業等への周知等に係る費用となる。</p> <p>また、経済産業省職員による許可申請の確認に係る業務1件辺りに要する人員数、作業数を1人で120分と仮定すると、時給(約2,600円(※))×1人×120分=約5,200円が1件当たりの許可申請に係る書類の確認に係る費用となる。</p> <p>※417,230円(国家公務員(全職員)の平均給与月額)÷(8時間×5日×4週)=約2,600円(平均給与月額は「令和3年国家公務員給与等実態調査の結果概要(令和3年10月入事院)」より)</p>
	影響の要素
	<p>⑥効果(定量化)の把握</p> <p>国際輸出管理レジームにおいて新たに規制対象等とすることが合意された貨物及び技術の管理を国際協調の下で我が国の関係法令に着実に反映させることは必要不可欠であり、合意内容を過不足なく実施することにより、国際的な平和及び安全の維持に寄与し、国際的な信頼の獲得が可能となる。</p> <p>また、我が国が国際的な合意を適切に実施していることを前提に、他国からの輸入の際に、企業は当該他国における簡便な輸出手続の便益を得ることができている。</p> <p>〔効果予測との比較〕</p> <p>事前評価後においても、引き続き我が国として国際輸出管理レジームに参加し、各国と協議して規制対象とすべき貨物及び技術の範囲の議論に関わっている。</p> <p>⑦便益(金銭価値化)の把握</p> <p>国際的な信頼の獲得により得られる便益を金銭価値化することは困難。また、これに伴う、企業等における便益を金銭価値化することは困難。</p> <p>⑧「副次的な影響及び波及的な影響」の把握</p> <p>規制の拡充により、外国への輸出または技術の提供にあたって経産大臣の許可を得る必要のある貨物及び技術の範囲が広がっているが、申請を受けた上で安全保障上問題の生じない案件については許可しており、副次的な影響及び波及的な影響は生じない。申請また、事前評価時に意図していなかった負の影響についても外為法執行業務の中で特段把握されたものはない。</p>
考察	<p>⑨把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証</p> <p>当該規制の導入に伴い発生した費用については、遵守費用及び行政費用については定量的な算定が困難である。一方、便益については、国際輸出管理レジームにおいて規制対象等とすることが合意された貨物及び技術を我が国の関係法令に着実に反映させることで、国際的な平和及び安全の維持に寄与し、国際的な信頼の獲得が可能となることから、引き続き、国際協調的な輸出管理を行う必要性が認められる。</p> <p>国際輸出管理レジームにおいては、輸出管理の対象となる貨物及び技術の見直しが毎年実施されている。これに合わせて、我が国でもおおよそ1年に1階の頻度で関係法令の見直しを行う必要がある。</p> <p>令和2年にも、国際輸出管理レジームにおける対象貨物及び技術の見直しが合意された。これを踏まえ、令和3年度に国内の事業者の意見も踏まえ、国内法令の改正につき検討をしたが、省令以下の軽微な改正で国際的な合意を担保することができたため、外国為替令及び輸出入貿易管理令の改正は行わなかった。</p>
備考	